

令和4年8月17日

お客様各位

名護市大北一丁目23番2号
株式会社丸山不動産
代表取締役 津波 隆太

賃貸住宅管理業者登録のお知らせ

平素は弊社をご利用いただきありがとうございます。

この度、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）が令和3年6月15日の全面施行に伴い、賃貸住宅管理戸数200戸以上の賃貸住宅管理業者は、賃貸管理業登録が法律で義務付けられました。

それに伴いまして、株式会社丸山不動産では令和3年10月18日付にて、下記の通り登録が完了した事を、ここにお知らせいたします。

登録年月日 : 令和3年10月18日
登録番号 : 国土交通大臣(01)第001988号
有効期間 : 令和3年10月19日から令和8年10月18日まで

国交省 賃貸住宅管理業者 検索

検索

弊社は賃貸住宅管理業において、常にお客様のニーズにあった物件をご案内すると共に、より一層安心・安全な皆様の暮らしを提供してまいります。
今後とも末永いご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。